

通知預金

販売対象	個人・法人	
期 間	期間の定めはありません。 (ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。)	
預入	預入方法	一括預入
	預入金額	5,000円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法	随時解約(一括払戻し)できます。 (ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。)	
利息	適用金利	変動金利 ※毎日の店頭表示の利率を適用します。
	利払方法	解約時(払戻時)に一括して支払います。
	計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	<p>・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)</p> <p>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p> <p>・法人は総合課税となります。</p>	
手数料	—————	
付加できる特約事項	個人のみはマル優の取扱いができます。	
中途解約時の取扱い	据置期間内の解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。	
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口(9時~17時、TEL:0120-775-501)までお申し出下さい。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(TEL:03-3581-0031) 第一東京弁護士会(TEL:03-3595-8588) 第二東京弁護士会(TEL:03-3581-2249) 静岡県弁護士会(TEL:055-931-1848)</p> <p>等の仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所(9時~17時、TEL:03-3517-5825)までお申し出下さい。</p>	
その他参考となる事項	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)	